

西尾市ネーミングライツ審査の運用

令和元年6月1日作成

西尾市ネーミングライツ審査委員会における審査は原則下記に基づき審査する。

1. 応募資格

西尾市ネーミングライツガイドラインの9（2）ア～ウに掲げる条件に該当しないかを確認し、該当する場合は失格とする。

2. 審査項目

審査項目と配点は下表のとおりとし、委員ごとに採点する。

審査項目	内容	配点
愛称及び表示	親しみやすさ、呼びやすさ 施設のイメージに合致しているか ※本審査項目において、全委員の平均得点が6割に満たない場合、その提案者は失格とする。	30点
ネーミングライツに係る対価	応募金額が最高であるものを1位とし、50点を付与する。他の応募者の得点は、その提案金額を1位の提案金額で除して算出した率に50点を乗じた得点を付与する。（少数点以下切り捨て） ※算出式 得点=50点×当該応募金額／最高応募金額  ※算出例 希望対価：200万円 A者：応募金額150万円 ⇒ 失格 B者：応募金額250万円 ⇒ 50点 C者：応募金額200万円 ⇒ 50点×200万円／250万円=40点	50点
地域貢献等	地域貢献等に対する期待ができる提案があるか	10点
提案期間	応募された期間のうち最長であるものを1位とし、10点を付与する。他の応募者の得点は、その期間との年数の差を10点から減じた得点を付与する。（1年間に満たない期間は切り捨て）  ※算出例 希望期間5年から10年 A者：期間3年 ⇒ 失格 B者：期間10年 ⇒ 10点 C者：期間5年 ⇒ 5点	10点

○採点基準

採点基準	愛称及び表示
優れている	30
やや優れている	24
普通	18
やや劣っている	12
劣っている	6

採点基準	地域貢献等
優れた提案がある	10
やや優れた提案がある	5
提案がない	0

2. 決定方法

① 応募者が1者の場合

「1. 応募資格」及び「2. 審査項目」において、失格となる要件に該当していない場合、優先交渉権者として選定する。

② 応募者が2者以上の場合

- (1) 全委員の得点の合計が最も高い応募者を優先交渉権者とし、以降得点の高い順に次点交渉権者とする。
- (2) 全委員の得点の合計が同得点の場合は、審査項目「ネーミングライツに係る対価」の得点が高い方を優先交渉権者とする。
- (3) 全委員の合計得点及び審査項目「ネーミングライツに係る対価」の得点と同得点の場合は、抽選により優先交渉権者を決する。

3. 特記事項

その他必要な事項は西尾市ネーミングライツ審査委員会委員長が定めるものとする。